2026 年 11 月 10 日

各　位

会 社 名　abc 株式会社
代表者名　代表取締役社長　松田 元
（コード：8783、スタンダード市場）
問合せ先　経営企画部 部長 谷井 篤史
https://abc-chain.com/form/

経緯商事株式会社とのロボットと格闘技を組み合わせた事業に関する基本合意書締結のお知らせ

～格闘家とロボットが共演する新たなエンターテインメントの立ち上げを目指して～

当社は、2026 年 11 月 10 日付で、経緯商事株式会社（以下「相手先」といいます。）との間で、ロボットと格闘技を組み合わせた事業（以下「本事業」といいます。）に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．本基本合意書締結の理由及び経緯

当社は、2026 年８月に相手先から本事業の打診を受け、以降、相手先との間で、ロボットと格闘技を組み合わせた事業の可能性について協議を重ねてまいりました。同年９月には、相手先から本事業に関する提案及び活用可能なロボットの機体の一覧の提示を受け、具体的な取り組みの内容について検討を進めてまいりました。なお、協議は、相手先から当社に本事業の打診があったことを契機に始まったものです。

相手先は、2017 年１月に設立された会社であり、2026 年８月に、商号を経緯ビジネス＆コンサルティング株式会社から現在の商号に変更するとともに、事業の目的をフィジカル AI、人工知能及びロボットに関する企画、開発、調達、販売、賃貸、輸出入及び運営等に変更しております。現在は、人型ロボット等の機体の調達、輸入及び運用に加え、提携先と連携して、フィジカル AI のモデル及びロボットのデータの収集・学習にも取り組んでおります。

当社子会社の株式会社 CAMELOT は、渋谷において施設「CAMELOT」を運営しております。当社は、2026 年６月 15 日付適時開示「合弁会社 Crawford Production Japan におけるメディア・ライブイベント事業（CPJ STUDIOS）の開始に関するお知らせ」にて公表いたしました設立準備中の合弁会社 Crawford Production Japan の取り組み等を通じて築いた格闘家および国内の格闘技イベントとの関係を、相手先が持つロボットの機体ならびにロボット業界の資源およびネットワークと組み合わせることで、格闘家とロボットが共演する新たなエンターテインメント事業を日本で立ち上げ、CAMELOT における新たな収益の創出につなげることを目指しております。この目的のもと、収益の目標数値と、その達成に連動する相手先へのインセンティブを、今後締結する業務提携契約で定めることを前提に協議を進めるため、本基本合意書を締結することといたしました。

なお、合弁会社 Crawford Production Japan は、本日現在、設立に向けた準備を進めております。当初は 2026 年６月の設立を目指しておりましたが、合弁契約の条件について相手方との協議に時間を要しておりました。2026 年８月 29 日及び同年 11 月３日に相手方の代理人と協議を重ね、合弁の条件について双方で合意に至ったことから、2026 年 11 月中に設立の手続きを開始する予定です。設立の時期等が確定次第、速やかにお知らせいたします。

２．本基本合意書の概要

（１）事業の内容

両社は、格闘家とロボットが共演するコンテンツの制作、ロボットを用いたイベントの実施、企業による協賛等を通じて、本事業を共同で立ち上げます。当社グループが運営する「CAMELOT」を本事業の活動の場の一つとし、検証、撮影、デモおよび小規模なイベントに用います。

（2）両社の役割

当社は、会場と日程の手配、格闘家の手配、国内のプロモーション等を担い、相手先は、ロボット機体の提供（調達、輸送、保守および操作要員の手配）およびロボットに関する企画・提携等を担います。

（3）正式契約に向けた協議

両社は、収益の分配、知的財産の取扱い等を定める業務提携契約（以下「正式契約」といいます。）の締結に向けて協議を進めます。

（4）目標数値と相手先へのインセンティブ

両社は、正式契約において、CAMELOT で行う本事業のロボット企画の収益について目標数値を定め、その達成に連動して相手先にインセンティブを付与することを、協議の前提としております。対象の収益は、入場料、体験料、ロボット関連の物販等で、CAMELOT の通常の飲食および施設の営業による収益を除きます。インセンティブには、金銭のほか、当社が取締役会（必要な場合は株主総会）の決議を経て採用する場合には、株式または株式に連動するものを含み得ます。本基本合意書は、その発行等を決定するものではありません。具体的な目標数値および条件は、正式契約の締結時に改めてお知らせいたします。

（5）法的拘束力

本基本合意書は、秘密保持、公表等の一部の条項を除き、法的拘束力を有しません。

3．相手先の概要

（1）	名称	経緯商事株式会社	
（2）	所在地	東京都港区虎ノ門一丁目 1 番 21 号	
（3）	代表者の役職・氏名	代表取締役　伊丹 哲也	
（4）	事業内容	フィジカル AI、人工知能及びロボットに関する企画、開発、調達、販売、賃貸、輸出入及び運営等	
（5）	資本金	565 万円	
（6）	設立年月日	2017 年 1 月 27 日	
（7）	上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
		取引関係	該当事項はありません。
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

過去３年の経営成績及び財政状態、大株主及び持株比率については現時点で相手方から当該情報について取得できていないため、非開示とさせていただきます。

4．日程

（1）	基本合意書締結日	2026 年 11 月 10 日
（2）	正式契約締結日	未定（決定次第お知らせいたします）

5．今後の見通し

本件が当社の 2027 年８月期の連結業績に与える影響は軽微です。

なお、本基本合意書は、両社に正式契約の締結を義務付けるものではなく、今後の協議の結果、正式契約の締結に至らない可能性があります。正式契約の締結に至らなかった場合にも、その旨を速やかにお知らせいたします。

以　上